東京ジャーミイ金曜日のホタバ

２０１2年3月23

公正に振る舞うこと

親愛なるムスリムの

公正さとは、過度と不足の間の中道を行くこと、信仰して誠実な振る舞いをとること、ファルドである事柄を実践すること、正しい道で正しく生きること、ハラームや大罪を避けること、内面と見かけ、思っていることと言葉が同じであるようにしること、権利を持っている人にその権利を与えることといった意味になります。

崇高なるアッラーは次のように仰せられています。「言え。『アッラーは公正さを命じられた』」（高壁章第２９節）公正さとは、管理・統治する側の基準ではありません。公正さは法的、社会的、道徳的諸分野を包括するものです。公正さとは人が自分自身、家族、周囲の人々、自然、動物に対する義務と権利を果たすことです。預言者さまは「家族や後見している人々に対し公正に振る舞う人は、最後の審判の日に光の説教壇のうえにいる」と言われました。このハディースで用いられている公正さとは広い意味のものです。なぜなら公正さとは人がその義務を果たし権利を得ることであるからです。したがって人は自分に対しても家族の人々に対しても、さらに管理者であればその支配下にある人々に対して、その義務を公正で均衡のとれた形で果たすべきです。そうでなければ自分に対する信託である我欲、家族、命令に従う人々を迫害したことになります。

アッラーは「あなたがた信仰する者よ、証言にあたってアッラーのため公正を堅持しなさい。仮令あなたがた自身のため、または両親や近親のため（に不利な場合）でも、また富者でも、貧者であっても（公正であれ）。」（婦人章第１３５節）と命じられ、公正さの重要性を説かれています。

ある時クライシュ族の貴族階級の女性が窃盗を行いました。その女性が罰を受けることのないよう、教友であるウサマが、預言者ムハンマドのもとに派遣されてきました。この状況に立腹され悲しまれた預言者ムハンマドは次のように仰せられました。「どういうことなのか。一部の人々はアッラーの方に対抗しようとしている。あなた方以前の人々の滅亡の原因がこれである。人々のうち貴族であったり有力者であったりする者が窃盗を働くと無罪放免し、弱く無力な者が窃盗を働いた場合は罰を与えようとしていた。アッラーに誓っていうが、ムハンマドの娘であるファーティマが窃盗を働けば、私は彼女にも罰を与えただろう」

このように預言者さまは公正さを損なおうとする人々を拒ばれ、その罪にふさわしい罰を与えることに一切の躊躇もみせられませんでした。人は創造主に、自分自身に、そして周囲に対し公正であるべきなのです。

人のアッラーに対する公正さ：アッラーの存在と唯一性を信じること、何ものをも配さないこと、崇拝行為をし、従い、そのご満悦を求めること。

人の自分自身に対する公正さ：自分自身を、現世と来世で罰をうけるような信条、言葉、行為、態度から遠ざけること。

人の、他者に対する公正さ：人の権利を尊重し、それを侵害しないこと、良心をもって振る舞うこと、善を行い悪を避けること。

今日のフトバをクルアーンの言葉で締めくくります。「誠にアッラーは、あなたがたが信託されたものを、元の所有者に返還することを命じられる。またあなたがたが人の間を裁く時は、公正に裁くことを命じられる。アッラーがあなたがたに訓戒されることは、何と善美なことよ。誠にアッラーは全てを聴き凡てのことに通暁なされる。」（婦人章第５８節）